

		います。何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願ひします。
	議 長	ございませんか？無いようでしたら採決に移らせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の挙手をお願ひします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願ひします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進による現地確認をお願ひしております。4-5の案件について■■■■推進委員報告をお願ひします。
	■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。4-5について報告をします。場所は■■■■です。■■■■の近くに■■■■というところがありますがそこから■■■■のところになります。調査日ですが11月の17日に■■■■会長と調査しました。また申請者の■■■■からも話を聞くことができました。この場所は2種農地で農振農用地区外になります。写真にありますようにすでに建物が建っております。約40年くらい前に資材置き場として利用が始まっているようです。申請者の先代からの転用で農地とは思われてなかったようです。今回始末書も添付されております。転用許可を申請されたものです。以上です。
	議 長	ありがとうございました。続きまして4-6の案件について■■■■推進委員報告をお願ひします。
	■■■番	■■■■地区担当の■■■■委員が欠席のため■■■■が代わって報告します。受付番号4-6について報告をします。場所は■■■■の■■■■から■■■■に■■■■のところにあります。11月24日に■■■■委員と申請者のお母さん同行のもと調査しました。また要墓地とのことで4条申請しましたが申請前に墓地を施行しましたとのことで始末書を出されています。ご審議のほどよろしくお願ひします。
	議 長	続きまして4-7から4-10まで合わせて■■■■推進委員報告をお願ひします。
	■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号4-7、4-8は同じ所有者でありますので合わせて報告させてください。場所は■■■■より■■■■の■■■■になります。11月28日に■■■■委員と申請者のお母さんと私と3人で現地調査をしました。現在の住居は老朽化して建て替えが必要となっているため今の住居を壊し同じ場所に建て替えることも考えましたが住居の裏山が迫ってきていて山林であります。それから竹やぶも迫ってきております。近年の集中豪雨で裏山が崩れる心配があるので農地を一部縮小して申請地に住居を建てこの進入路を建築したいと考えているものです。

		<p>現地確認において転用目的に合致し一部造成もなされていますが始末書を揃っており問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。それから進入路ですが事務局から話がありましたが法面も合わせて今の居住地へ侵入する道を斜めにゆるく勾配をとって付け替えたいという申請であります。続いて4-9, 4-10について報告します。11月28日に■■■■委員と私の二人で調査しました。住居の敷地として転用と言われて現地調査では住居の敷地として住居の柱が立っておりまして。すでに進入路になって上をコンクリ舗装して現在はそれを利用して住居の出入りをされておられます。始末書も揃っており何ら問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願ひします。</p>
	■■番	<p>4-8の8ページの写真を見る限りでは■■■■が住宅の敷地ではないでしょうか？そこがそういう風に見えますがどうでしょうか？■■■■になっているが■■■■の畑が航空写真から見ると造成されたように見えるのだが。</p>
	事務局長	<p>航空写真ではそういう風に見えますがすでに登記されていまして登記の図面によりますと■■■■と■■■■と■■■■は合筆されてその後に分筆であります。この航空写真は■■■■, ■■■■ですが現在■■■■と■■■■で■■■■は合筆なので無くなっています。航空写真は合筆前の写地図でございますので■■■■のところ宅地が建って見えますが今現在は■■■■はございません。■■■■と■■■■になっています。航空写真が古いので合筆前の地番になっています。■■■■と■■■■を一緒にして■■■■■■■■と分筆されています。■■■■■■■■はそのまま農地で耕作しています。■■■■が宅地と法面ということになります。</p>
	■■番	<p>説明を聞いたら分かりました。</p>
	議長	<p>このところ4条で始末書添付というのが次々でておりますがこれは先般のパトロールのあり、すでに無断転用されておる可能性があるものの調査依頼を事務局のほうから出してありますがそれを指導して正規の手続きをして頂くようにしたことによって4条申請が出ておるために始末書添付の申請が増えておるということでございますのでご理解を頂きたいと思ひます。</p>
	■■番	<p>■■■■と■■■■が合筆されたわけですね。前の■■■■というのは何番地になったのですか。</p>
	事務局長	<p>■■■■と■■■■を合筆して■■■■になりました。次回から合筆、分筆がありましたら図面をつけるようにします。航空写真があるがために理解が難しくなっておりますので次回から合筆、分筆がありましたら現況写真の隣か裏につけるようにします。</p>
	■■番	<p>今回の農地パトロールで分かったものですか？</p>
	事務局長	<p>4-6, 4-7は違います。</p>
	議長	<p>4-5, 4-9, 4-10については無許可でされていたものが今回のパ</p>

		トロールのときに調査依頼が事務局のほうから渡してあると思うのですがそれを調査をして手続きを要請して手続きが次々と出ているという案件です。
	■番	事務局が調査依頼ですか？それとも農地パトロールだったら以前に見つけてあるものですか？
	議長	農地パトロール段階で非農地としてB判定をしていたはずなんです。そこを相談員が現地調査をしている段階で山林以外のものについては現状の地目で登記をさせなさいよという指導がありますので倉庫が建っていても我々はB判定にしていたわけです。それは非農地判定ができませんので調査の結果宅地にしてくださいよとか墓地にきなさいよとかいう指導が今回入ったということです。
	■番	私たちの周っているパトロールで以前のB判定が残っているというのはそういう可能性があるということですか？
	議長	あるということです。ですから過去にB判定しても今もB判定で残っているものは何らかの理由があって非農地証明を出していないということです。
	■番	訂正があります。4-9の現況写真を見てください。10ページですが■ ■となってますが■が正解です。
	事務局長	現況写真のほうを■に直してください。
	議長	他にございませんか。無いようでしたら採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当委員による現地調査を行っています。■ 推進委員欠席でございますので■農業委員報告をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号5-40について報告します。 場所は■より■の■になります。11月25日に■ ■推進委員と■の■と私で調査しました。周辺の家屋、農地への影響もないと思われ書類も揃っていることから問題ないと思われ。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	■番	■というところに旗がついていませんが建物はそのまま活かしてということですか。
	事務局長	これは建物の向こう側なんです。■が見えなかったのですが公 図通りのところにあります。

	■番	■の説明では■は宅地だと言われました。建物を壊して全て整地されてパネルを設置されるということでした。
	議長	今、質問がありましたように■が■へ食い込んでいますが現在宅地でございますので地目変更の必要性がないということと農業委員会の管轄外ということで申請がないということですのでご理解頂きたいと思います。他にございませんか。無いようでしたら採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
第4号議案	議長	続きまして議案第4号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございます。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。今年度はもう一度出しますか？
	事務局	もう終わりです。
	議長	これで今年度の非農地が100haになりました。他にございませんか。無いようでしたら採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第4号「農地利用状況調査による非農地承認について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
第5号議案	議長	続きまして議案第5号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員によります現地確認をしております。■推進委員より報告をお願いします。
	■番	■です。■推進委員が所用で欠席ですので私の方から報告をさせていただきます。今回の場所ですが■になります。■から■へ■ほど入ったところにあります。11月24日に申請人の■と■推進委員と私とで現地の確認をしました。現況としまして草刈り程度の管理しかされていませんがすぐに耕作できる状態と判断しております。■に付帯する農地として何ら問題ないと思われれます。
	議長	ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。ございませんか。無いようでしたら採決に移らせて頂きます。 議案第5号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成)

		挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして報告事項に入らせていただきます。 報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等設置に伴う農地転用について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようでございます。報告事項でございますので採決は致しません。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		16時00分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和元年12月26日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>